

広池千九郎の比較法研究の根底にあるもの

欠端 實

一 相通の理

—— 共通性、普遍性の追求

江戸時代末年に生まれ明治の世に育った広池が、外なるヨーロッパ世界の存在に対して強烈な意識をもつこととなったのは必然である。彼は儒学者小川含章の開設した塾に入り漢学を学ぶのであるが、自ら「和魂漢才」をもって生きようとした。しかし漢学を学ぶ中で、漢文法を欧米言語の文法によって統一的に理解できないかという考えをもつにいたるのである。彼は「中国古文の構造上の法則を英文法法則に依拠して、科学的に明らかにする漢文の構造上について、系統的、学問的、技術的に説明」したいと考えたとする。それが後に『支那文典』として結実するにいたるのである。「和魂漢才」から「和魂洋才」をめざすように変化し

ていくこととなる。というよりもむしろ「和漢洋」を一つの原理で統一的に捉えようとするに至ったというべきであろう。

日本語文法とヨーロッパの言語の文法に関しても、「日本文法の形と、印欧語文法の形とを、その大体において一致せしめ、学問上より言えば、東西別種の言語に相通の理あることを立証し、……ウラルアルタイ系統の文法とのある程度まで一致すること」を証明しようとした。

若き日の広池は、文法の研究において漢文法と英文法と日本文法との間に「相通の理」を見出し、同一原理で説明しようとしていたことがわかる。広池はこのように東西の現象の間に相通の理つまり普遍的原理、法則を見出し出そうとする態度を強烈にもっていた。

このことは彼の畢生の研究であった法制史研究の分野でも同様

であった。

広池の東洋法制史研究の開始の直接の動機は二六、七歳の時に触れた穂積陳重の論文であったという。自らの漢学の才能を發揮する場を模索していた時、穂積論文によって東洋法制史は開拓の斧がはいっていない分野であると知らされたのである。広池は早速窮乏生活の中で大枚をはたいて『唐律疏議』を購入し唐律と日本律の比較研究を開始している。この『唐律疏議』は上賀茂の戸田保遠所蔵の本が書店に流れ出たものであった。

広池はまもなく上京して穂積に師事して研究の大成を図ろうとする。研究法においては穂積の影響を受けており、自ら「欧州における歴史法学家の研究法にしろ」と述べ、あるいは「小生はもと法理学の一分科たる歴史法学の専門家」とも述べているように、歴史法学派に属すると自認していたようである。その上で同時に比較法的方法を用いて相通の理を見い出そうとした。主要論著の結論部分において以下のように述べられている。

「予はしきりにこれに向かいて研鑽を重ねしに、果たして、支那固有の親等制度は、純然たるローマ法の親等制度と同理にもとづき……」（『東洋法制史本論』）

「予は、朝鮮における親等制度が、全然ローマ民法のそれに一致するあることを論証して……」（同上）

「支那の法制を研究して得たるところは、その立法の基礎的觀念が、やはりローマ法およびイギリス法などと同じく、正

義にあることを明らかにしたということこれでありませう」

（『道徳科学の論文』）

彼が東洋法制史研究においてめざしたものの一つが、東西の法の根底に共通するものを見い出そうとするところにあったことが判明する。

二 アイデンティティの確立

比較することによって共通する部分が明らかになると同時に相違点もまた明瞭になり、各国の法思想がもつ特色がうかがいあがってくる。広池にとって各国の法がもっている固有の性格を明らかにすることも重大な関心事であった。なぜなら広池は、ヨーロッパの東洋進出という環境の中で、日本のいわゆる国体に強い危機感を抱いていたからである。彼の生い立ちに立ち返って考えてみたい。

広池は小川含章の塾、麗澤館に在塾の時に、国体觀念が養成されたと考えられる。在塾時代に、含章から、明治維新を迎え日本国体は危機に瀕していることをきかされ、国体をまもらなければならぬと強く意識したようである。そのような考えを抱くようになった背景には広池の家系の問題があった。

広池の祖母広池カツは今永忠三郎に嫁した。しかし子供に恵まれなかったために、カツの弟の半六が準養子として入った。ところが半六のときに今永姓から広池姓に変わった。半六の子として

誕生した広池千九郎は今永の家に住まいしなから姓は広池という幼児期を送った。一四、五歳のころ広池は、血のつながりはないものの今永家の人間として生きるのか、あるいは広池家の人間として生きるのか、自らをどちらにアイデンティファイするかという問題に直面していたようである。結局、広池は今永の人間として生きる決断をした。今永家は神官の家柄で、公池守きんの池守と称された家であった。広池自身、四十歳代に「公池守翁」という落款を作って使用している。明らかに今永の人間であるとの自覚の上になつて行動していたのである。

広池は、今永家が神官であつたがために、「皇室の御恩を蒙ることが多かつた」との認識をもつようになった。そこに自らのアイデンティティを見出したのである。そして小川含章の塾で国体観念を養成され、国体とは何か、それを強く意識すると同時にそれを守らなければならないという強い信念をもつようになった。

三 時代認識と民族固有の優秀な原素

広池にとつて東洋法制史研究は、単に書齋における学問的研究にとどまるものではなかつた。西洋列強の植民地化の嵐の中で、日本を、東洋を「衰滅」の非運に陥ることのないようにすべき学問的責務が課せられていると意識していた。

「けだし世界各民族の消長を按ずるに、およそ、その民族固有の倫理思想中、一種の優秀なる原素を含み、かつこれを助

長発達せしめて、その民族共同生活の慣習もしくは法律の基礎となし得たるものは繁栄し、否らざるものは衰滅すること、ほとんど疑なきものごとし。アリアン人種が自主独立思想の基礎の上に立ちて、多くの強大なる邦国を建設し、ユダヤ人種が、克己忍耐の天性を基礎として、頑強なる種族的発展を遂げて、今日に存し、日本人種が、祖先崇拜君主中心主義の基礎の上に立ち、偉大の勢力を世界に發揮せるごとき、いづれも著しき現象にあらざるや。」（『支那喪服制度の研究』緒言、明治四一年刊）

民族固有の倫理思想や法思想のなから「一種の優秀なる原素」を抽出して、慣習や法律を基礎づけなおし、国民性の発展に寄与しなければならぬと考えられていたことがわかるのである。たとえば明治四一年、学位論文完成のために清国を訪問するが、その時、当時清国においてすすめられていた法典編纂にたいして広池は、「清国政府は日本の法学博士を聘し法典編纂の事業を創め、憲法のごとき既にその草案あり、予これを見るに、多くわが帝国憲法を模するものにして、特に皇位の尊嚴のごときは、全然帝国憲法の漢訳たるにすぎざりき」と判断し、清国の法典編纂に關しつぎのような見解を述べている。

「貴国の法典には貴国の民族性に通有する一の根本観念といふものがあるので、この根本観念にもとりたる法律を造る時は、民族性に反する法典として、決して実際に行われざるも

のなり。これまた深く留意すべきことと思う。しかしてその貴国の民族性に通有する一の根本観念とは何ぞや。……中庸・中正・平均・平等の観念これなり。……要するに一方には貴国の民族性と法制との関係を知悉し、一方には貴国各地の慣習を調査して、折衷参酌、調和融合をもつて有終の美を取められんこと、これ予の切に法学者として閣下に望む所である。」(清国調査旅行資料集。明治四一年四月一〇日、修訂法律館に於て。)

広池はこのように、法制史研究において、一方で東西両洋の法の根底に見い出される共通した原理を探究するとともに、他方でそれぞれの国の法の固有性の追究にむかった。そしてその両者の中から、近代国家の建設にたいして普遍的原理として提唱すべきものは何かを確定しようとした。

四 日中の法の比較

広池の法制史研究の最初の著作は『東洋法制史序論』(明治三八年刊)である。本書はもっぱら「東洋に於ける法律と云ふ語の意義の研究」に充てられているが、内容は極めて多岐にわたり、中国古代の法制史、哲学史、宗教史であるといった、広汎な問題をその内容としたものであった。

対象となっている「東洋」とは古代中国と日本两国であるが、紙幅のほとんどすべてが古代中国に関する探究にあてられており、

日本語の「ノリ」の字義の検討に費やされた分量ははなはだ少なく、内容的にも精彩を欠き、いかにもアンバランスの観を免れがたい。

本書の結論は二つあり、その一つは中国古代の立法の根本精神と考えられる中正・平均の思想が善の根本実質であること。しかもこのことはひとり中国のみならず、広く人類社会において普遍妥当性をもつものであるということ。二つには、中正・平均の思想と同一の根底を有する各種の思想、つまり公平、正義、平等、博愛、権利、平和ならびに人類無階級の思想等が、中国における政治・法律上の原動力となり、中国独自の国体を形成したということ。

立法の根本理念の中に普遍性を見い出し、その理念の現実的な展開の中に民族性を見い出したということができよう。

これにたいして日本における法概念がもっている固有の性格、そこに見い出される普遍性等については言及がないが、若干の比較が試みられている。

それによれば、両国の法理における差異や隔絶性が顕著であつて、共通性はほとんど見い出されてはいない。

つまり中国固有の法理の内、中正・平均の思想が抽出され、広く人類社会に普遍妥当性あるものとして評価されている。しかし日本の国民教育の原理とするには、教育上において感化力に欠けると考えられたためであろうか、あまり強調されてはいないよう

に見える。

また博愛ならびに権利の思想、人類無階級の思想等には評価が与えられていないが、その理由は、広池の日本国体にたいする強い関心からする選択がはたらいたからであると考えられる。

中国古代の法理の中にも日本法を基礎づける思想を見い出そうとする態度と、日本の国体の破壊につながる思想は拒絶しようとする態度、この両者を比較法的立場をもってバランスをとろうとしたように見える。

五 日本研究

— 建国の精神の探究

国民性の改造に強い関心を寄せていた広池は、中国の中正・平均の思想内容には満足しきれなかったためであろう、これ以後、学問的関心を中国から日本へと移して行き、伊勢神宮と日本の国体の研究にむかった。

『伊勢神宮と我國体』（大正四年刊、五年増補刊行）、『日本憲法淵源論』（大正五年刊）において、日本における建国の基礎的精神は「慈悲寛大自己反省」という言葉に要約できるとし、自らの立場を「神宮を中心とする国体」論として表明できるとした。この「慈悲寛大自己反省」がもつ内容は、宇宙自然のはたらきに則つたものであって、人類にたいして普遍性を有するとした。

ヨーロッパ勢力の東洋進出にともなって、東洋諸國は法制度の

ありかたに根本的動搖をきたし、繁栄と衰亡の岐路に立たされているという時代認識をもっていた広池は、法制史研究はただに学問的研究をするにとどまらず、実践的課題を担っていると強く意識していた。

広池は東洋法制史研究から出発してやがて各國の国体あるいは国民性の相違を、法の概念規定や、その展開の課程を通して実証しようとする方向にむかった。そして学者から転じて経世家・教育者となった広池は、国体とは国民の「信仰力」であるところさえ、それを變えることによって国体の改造も可能であると考えようになった。結局、広池が最終的に求めようとしたものは、広くは各國の国体を改造する際の基礎的原理、狭くは個々人の人格の改造に資する基礎的原理であり、彼の研究は、この基礎的な原理となりうるような普遍的な思想を確立することへと向かっていったと言えよう。

ヨーロッパ進出の波の中に生まれてきた「東洋」。広池はその東洋の一国としての日本が植民地化を免れるために、法思想の比較を通じて日本のアイデンティティを探り、国家としてあるいは個人として生きる道を見い出そうとした。近代国家形成に資するものを求めてアジア各國の法思想にも学ぼうとした。最後に到達したのは、古代日本において国家形成を導いた基本的精神は「慈悲寛大自己反省」であるという結論であった。この精神は日本固有のものであると同時に普遍的に妥当するものであり、国家運営

の際にも、個人が生きていく際にも用うべきものとして提唱された。

今日の日本は明治維新时期同様グローバル化の波のまっただ中にある。明治以降の性急な「近代化」が見落としたもの、「近代化」によって失ってしまったものをみつめ、再び日本のアイデンティティを探りなおす時期にあると考えられる。その時に広池の比較法研究の根底にあった思想も再検討、再評価されるべきであろうと思う。

(かけはた・みのる、東洋文化史、麗澤大学教授)